

# 大雪による 「除排雪事業補助金交付要綱」 の適用が変わります。



## ○豪雪対策除排雪事業補助金の目的

豪雪による災害を未然に防止し、村民の生命財産を守ることを目的として村民が居住する住宅家屋等の建物の除排雪事業に要する費用に対し、補助金を交付します。

## ○豪雪対策除排雪事業補助金適用の変更点について

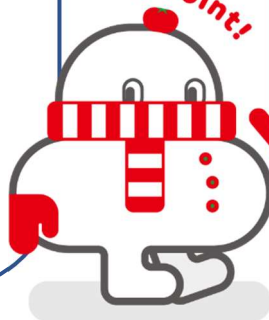
より実情に即した補助金の交付を行うため、以下のとおり変更となります。

### (旧) これまで

豪雪対策本部が設置された場合、大蔵村全域において、自ら居住又は管理する建物、地区公民館等の除排雪等の経費に補助金を交付



1 Point!



### (新) これから

豪雪対策本部が設置された場合、降積雪の状況や住民生活への影響を考慮し、除排雪等補助金の適用を判断する。地域や期間を限定して適用することができる。

※豪雪対策除排雪事業補助金が適用された際には、直ちに住民の皆様へお知らせいたします。